

香川県優良建設工事表彰要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県表彰規則に基づき、優良な建設工事の施工者に対して行う表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものである。

（表彰の目的）

第2条 表彰は、公共工事の品質向上及び地域社会や環境等に配慮した公共工事の推進、インフラ分野におけるデジタルデータと情報技術を活用したD Xの推進を図るために行うものである。

（表彰の種類）

第3条 表彰は、知事賞、各部長賞、インフラD X推進賞及び特別賞とする。

（表彰の対象工事及び対象者）

第4条 対象工事は、香川県が発注した工事で、請負金額が1,000万円以上の建設工事のうち、表彰する年度の前年度に完成した工事とする。

2 対象者は、香川県内に本社又は本店を有する建設業者とする。なお、特別賞については、特定建設工事共同企業体が施工した工事とし、その構成員に香川県内に本社又は本店を有する建設業者を含む場合、すべての構成員を表彰の対象とする。

（表彰の要件）

第5条 表彰は、対象工事を優秀な成績で施工した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- 一 地域社会や住民に対する配慮を行い施工した者
- 二 高度な技術力の活用や創意工夫により、環境負荷の低減や工期の短縮などの成果をあげた者
- 三 前各号のほか、インフラ分野におけるD Xの推進を図るなど、表彰にふさわしい施工をした者

（連続受賞の制限）

第6条 知事賞については、表彰する年度の前年度に同賞を受賞した者を表彰の対象者から除外するものとする。

（欠格事項）

第7条 次の各号のいずれかに該当する建設業者は表彰の対象者から除外するものとする。

- 一 表彰する年度の前2年度及び表彰までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を受けた者
- 二 表彰する年度の前2年度間に完成した香川県から請け負った建設工事の成績が一定の水準に達しない者
- 三 前各号のほか、表彰にふさわしくない行為のあった者

(審査)

第8条 表彰する工事及び建設業者は、工事を所管する事務所長等の推薦を受けた担当部長等が、表彰審査会に諮って決定するものとする。

2 事務所長等は、第4条の対象工事及び対象者のうち、第5条の表彰要件に該当する工事及び建設業者を別途定める推薦基準に基づき、工事を所掌する部長等に推薦するものとする。ただし、第7条各号に該当する者を除外するものとする。

3 部長等は、推薦を受けた工事について、別途定める現地審査基準に基づく審査を行い、推薦内容に現地審査結果を加えて、表彰審査会に諮るものとする。

4 前項の表彰審査会は、土木建築関係工事については土木分科委員会又は総務分科委員会、農林水産関係工事については、農政水産分科委員会とする。

5 表彰審査会は、別途定める審査基準に基づく審議により、知事賞、各部長賞、働き方改革推進賞及び特別賞を決定するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、土木分科委員長、農政水産分科委員長及び総務分科委員長が協議して定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

2 平成15年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

3 「香川県優良工事知事賞等交付要綱（昭和52年6月1日制定）」、「香川県優良工事土木部長賞交付要綱（平成14年5月24日制定）」、「香川県優良工事農政水産部長賞交付要綱（平成14年5月24日制定）」及び「香川県優良工事環境森林部長賞交付要綱（平成15年5月6日制定）」は廃止する。

附則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 平成22年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

2 平成23年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。
附則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

2 令和4年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。
附則

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

2 令和6年度に完成した工事に対する表彰は、この要綱により行うものとする。